

## 走行環境条件の付与の実施要領の改正について

令和5年2月  
自動車局技術・環境政策課

### 1. 背景

令和4年4月、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）が成立し、令和5年4月から運転者が不在の状態での自動運転（特定自動運行）を行うことが可能となることを踏まえ、令和5年1月に自動運行装置の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）を改正し、運転者が不在となる場合を想定した規定の整備を行ったところ。

これを受けて、改正後の自動運行装置の保安基準を踏まえた走行環境条件の付与手続き等を規定するべく、所要の改正を行う。

### 2. 改正概要

#### ①走行環境条件付与書等の様式の変更

自動運行装置の保安基準の改正により、運転者を要する自動運行装置とその他の自動運行装置で求める基準が異なるところ、走行環境条件付与書等において当該自動運行装置が運転者を要するものであるか明確化することとする。

また、自動運行装置の保安基準適合性の審査を行うにあたって、技術的限界等を考慮したうえで、一定の前提条件を置いて審査を実施しているところ、使用上の注意喚起を図るため、走行環境条件付与書においても、この前提条件を注記することとする。

#### ②申請書類の見直し

改正後の自動運行装置の保安基準及び改正道路交通法における特定自動運行の許可制度を踏まえ、自動運行装置の保安基準適合性の確認等するために必要な書類を追加することとする。

#### ③その他

その他所要の規定の整理を行う。

### 3. スケジュール

公布：令和5年3月

施行：公布の日